平成２９年（フ）第４８９号
さいたま市北区日進町２丁目763番地12
債務者　前田　圭子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１５号
さいたま市浦和区駒場１丁目５番15―701号
債務者　廣畝　華子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２６号
埼玉県久喜市久喜東２丁目21番２号　扇楽マンション302号、旧住所埼玉県久喜市西大輪２丁目18番地５　チサンマンション東鷲宮501号
債務者　村上智恵子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４３号
埼玉県川口市朝日１丁目４番８―202号
債務者　今川たつ子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５０号
さいたま市緑区東浦和１丁目20番地３　フェリーチャ204
債務者　青木加代子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８３号
埼玉県川口市仲町12番43号　仲町ハイム206号
債務者　熊谷　奈美
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
埼玉県八潮市大字八條2323番地１
債務者　臼井　繁樹
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
埼玉県草加市八幡町1127番地３
債務者　伊藤　一重
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
埼玉県越谷市赤山町１丁目61番地１　飯島ハイツ201
債務者　合原　光博
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３４８号
埼玉県越谷市赤山町１丁目61番地１　飯島ハイツ201
債務者　合原富美子こと　尹　富美子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
埼玉県越谷市蒲生南町20番17号
債務者　簗場　　恵
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
埼玉県行田市栄町22番15号　ノーブル・メゾン204
債務者　山本　高広
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６０号
千葉県大網白里市駒込440番地８　大あみハイツＢ棟1213号
債務者　阿蘇智津子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６２号
川崎市川崎区桜本２丁目17番19号　コーポ松浦　101
債務者　具志堅安雄
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
川崎市川崎区桜本２丁目17番19号　コーポ松浦　101
債務者　具志堅康子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
静岡県掛川市大渕4895番地　おおすか苑
債務者　藤田じつ子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
岡山県倉敷市笹沖879番地　マンション笹沖202号室
債務者　貝原　祥維
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係